

四二ヶ月分要求シタテハナイ』

工代

『退職、場合ハ二ヶ月分ナム解雇、場合ハ其、倍額ヲ支給、
スルヲ至當グ』

会代

『ソレハ無理タカラ最初通リ二ヶ月分トシテ提示スヘキテア
ラウト私ハ思フ』ト回答

工代

『第議中、日給十月八日現在立千六百十六円半。第議中ノ費用
用十月八日現在六千円(一日百円定)立全額會社セラ出シ
テ貰フニトニスル』

会代

『會社ノ額ンテサセタ事テナイカラ拂ハヌルシ社長。何ト云
フク知レス。私個人トシテハ第議費用ハ最密ニ調査シ其ノ實

『會社ハ解雇平官、額ト何入復職出来得ルカ決定ンカ』内示
テ貰ヒ度シト要求ン次回、會見ヲ約シ辞去セルカ期日ハ

『會社ヨリ第議圖本部=通知スレニト、ナンクリ(要求事項別記)
②十月六日立午前十一時ヨリ午後零時四十分迄前回通、弊資
金見、種々折衝、結果

『會社代表若林ヨリ金員解雇、事ハ私ヨリ諸君ノ良、承知シ
テ若ハ等ナレハ同様、事ヲ凜返シ第議、長引カズヨリハ解雇
手續一才テ支拂スレコトカ得策、諸君ノ真、要求ニントスル
額ハ三才立半内ヲト私ハ思フケレ共ソレハ會社ハ到底考ヘル
金也。毎イカラ最小限度、咸寧ヲ想シテ折衝セヨトテ工
員代表ニ對シ専考ヲ促レタル又之ニ對工員代表者等ハ自説
玄關持』